

災害時等における指定福祉避難所の
開設に関する協定書

令和 5 年 1 2 月

旭 川 市

株式会社 湧心

災害時等における指定福祉避難所の開設に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と株式会社湧心（以下「乙」という。）は、災害時等における指定福祉避難所の開設に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、指定避難所での生活に特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を、乙の運営する施設内に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難所生活を送ることができることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難支援の対象となる要配慮者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 乙の運営する施設を利用している要配慮者であって、甲の市域に居住している者
- (2) 前号に掲げる者の家族又は支援者（以下「家族等」という。）

（指定する施設）

第3条 乙が運営する施設のうち、指定福祉避難所として指定する施設は次のとおりとする。

施設名	所在地	使用箇所
重度障がい児 支援 花色	旭川市春光6条 4丁目3番5号	1階 療育・訓練スペース、休憩室、トイレ、 風呂、洗面所 2階 応接室、事務所、洋室、トイレ

（協力内容）

第4条 乙は、災害時等において、対象者の安否確認及び避難希望の確認を行い、指定福祉避難所の開設が必要と判断したときは、前条の施設を管理運営に支障のない範囲で指定福祉避難所として開設し、甲に報告するものとする。

2 乙は、指定福祉避難所を開設し対象者を受け入れる場合、可能な範囲で物資・機材・福祉サービス等を提供し避難生活を支援するものとする。

3 乙は、平時において対象者の避難する場所や避難方法などの情報を記載した計画の作成等に努めるものとする。

(手続)

第5条 第4条第1項の報告は、指定福祉避難所の開設報告書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により報告し、後日文書を交付するものとする。

(対象者の避難)

第6条 第4条第1項の規定により、乙が指定福祉避難所を開設した場合、対象者の避難については、原則として、家族等が行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲又は乙が行うものとする。

2 乙は、第4条第1項の規定により指定福祉避難所を開設した場合、受け入れた対象者の入所日時、氏名、住所等を記入した避難者名簿を作成し、甲に報告するものとする。

(支援)

第7条 甲は、指定福祉避難所と災害対策本部等との連絡調整を行い、指定福祉避難所を開設した乙の管理運営を阻害することがないように、必要な支援を行う。

2 乙は、開設した福祉避難所に受け入れた対象者の支援について、管理運営に支障のない範囲で協力するものとする。

(経費等の協議・報告)

第8条 乙は、指定福祉避難所を開設する場合の次の経費等について、事前に甲と協議するものとする。

(1) 既に与えた施設の利用の承認を取り消し、又は利用を停止する場合の利用料金

(2) 施設の営業時間外の施設管理に要する経費及び人件費

2 乙は、第4条第1項の規定により指定福祉避難所を開設した場合は、書面により甲に開設期間や人員等を報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、第4条第1項の規定により乙が指定福祉避難所を開設した場合の費用について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。ただし、災害救助法その他関連法令等に定めのない費用の負担については、規模・期間等を勘案し、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(開設期間)

第10条 第4条第1項の規定による指定福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、延長が必要な場合は、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

(閉鎖)

第 11 条 乙は、対象者を受け入れる必要がなくなつたと判断し、指定福祉避難所を閉鎖したときは、その旨を指定福祉避難所閉鎖通知書（様式第 2 号）により甲に通知する。

(協力体制の把握)

第 12 条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、平時から連絡体制票を作成、相互に交換し、連絡体制を構築するものとする。

2 乙は、施設のうち第 3 条に示す利用箇所が分かる図面を甲に提供するものとする。

3 乙は、施設のうち第 3 条に示す利用箇所の面積を 10 パーセント以上変更したときは、甲に遅滞なく連絡するものとする。

(守秘義務)

第 13 条 乙は、指定福祉避難所の開設を行うことにより知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じたときは、その都度、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年12月5日

甲 旭川市
旭川市長 今津寛介

乙 旭川市春光6条4丁目3番5号
株式会社 湧心
代表取締役 齊藤由紀

(様式第 1 号)

年 月 日

指定福祉避難所の開設報告書

旭 川 市 長

株式会社 湧心

災害時等における指定福祉避難所の開設に関する協定第 4 条第 1 項により，次のとおり指定福祉避難所を開設したので報告します。

開 設 日 時	年 月 日 時 分から
所 在 地	旭川市春光 6 条 4 丁目 3 番 5 号
施 設 名	重度障がい児支援 花色
備 考	
連 絡 先	担当 電話

(様式第 2 号)

年 月 日

指定福祉避難所閉鎖通知書

旭 川 市 長

株式会社 湧心

災害時等における指定福祉避難所の開設に関する協定第 11 条により，次のとおり指定福祉避難所を閉鎖したので通知します。

閉鎖日時	年 月 日 時 分
所 在 地	旭川市春光 6 条 4 丁目 3 番 5 号
施 設 名	重度障がい児支援 花色
備 考	
連 絡 先	担当 電話